

2021年10月吉日

事業を営まれているお客様へ

ミッドランド税理士法人グループ

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、電子帳簿保存法が改正され、すべての法人および個人事業主の皆様を対象として、令和4年1月1日よりみなさまの経理業務における帳簿や証憑の保存方法が変わります。主な変更点は下記の通りです。

1. 電子取引¹により取引先から受け取った(受信した)領収書等の証憑書類は、PDFやjpegなどの電子的なファイルとして保存する。(紙に印刷して保存することはできない)

※ 例えば、ネット通販サイト等で備品を購入した際、購入内容が記載されたメールやPDFファイルは、電子的に記録する必要があり、印刷をしたものを証憑として用いることは原則的にできません。

2. 電子取引で取引先から受け取った領収書等の証憑書類や、紙の領収書をスキャナ保存する場合の、タイムスタンプ要件や検索要件が緩和されます。

※ 具体的な方法やツールについては現時点では明らかではない部分も多く、まずは概要の解説のみご案内いたします。

なお、紙で受け取った請求書や領収書等を、紙のまま保存することは、従来と同じく可能です。また、当然ながら、取引金額や取引内容の不明な取引記録として十分ではない書類等は、証憑として用いることはできません。

令和4年1月1日以降、上述の改正に準じた運用がされていない場合、例えば電子取引で受領した証憑書類を紙に印刷して保存しているなど状況などにおいて、法人・個人ともに青色申告の承認取り消しの対象となる可能性もあり、十分な注意が必要です。一方で、改正への対応を通じてペーパーレス化の推進や、経理の効率化が図れるというメリットもありますので、ぜひとも積極的な制度活用をご検討ください。

検討に際しては、具体的なシステム導入や事務処理既定の整備などが必要となりますが、それらについては現時点では情報が不足しており、どのような対応が必要になるのかを、ご案内可能な段階にありません。準備ができ次第ご連絡差し上げますので、今しばらくお待ちください。

本改正について、個別でのご相談等を希望される場合は、当社担当者までお申し出ください。

以上

¹ 取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引のことを指し、次のような取引を含みます。

(1)いわゆるEDI取引、(2)インターネット等による取引、(3)電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。)、(4)インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引